

市川市福祉有償運送運転者講習受講料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における福祉有償運送の安全を確保し、及び適切な運用を図るため、福祉有償運送の運転を行う者（以下「運転者」という。）が受講した講習の受講料の一部について、本市において福祉有償運送を実施する非営利法人等（特定非営利活動法人及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第48条各号に掲げる団体をいう。以下同じ。）に対して、予算の範囲内において市川市福祉有償運送運転者講習受講料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉有償運送 施行規則第49条第2号に規定する福祉有償運送をいう。
- (2) 講習 施行規則第51条の16第1項第1号及び同条第3項第2号に規定する講習をいう。

(補助対象団体等)

第3条 補助金の交付対象となるものは、本市において福祉有償運送を実施し、又は実施しようとしている非営利法人等であって、市内に主たる事業所を有するもののうち、補助金の交付申請時において道路運送法第79条の登録を受けている団体とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、運転者が受講した講習の受講料の額（その額が15,000円を超えるときは、15,000円）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に当該講習の所定の課程を修了した運転者の数を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、市川市福祉有償運送運転者講習受講料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）によるものとし、規則第13条の補助事業等実績報告書及び規則第16条の交付請求書を兼ねるものとする。

2 前項の申請書兼請求書（次項において「申請書等」という。）の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講習の受講申込書の控え又はその写し
- (2) 講習の受講料の領収書の写し
- (3) 講習の修了証の写し
- (4) 施行規則第51条の6に規定する登録証の写し
- (5) 運転者の氏名が記載された施行規則第51条の23第1項に規定する運転者等台帳の写し

3 補助金の交付を受けようとするものは、講習が修了した日又は施行規則第51条の6に規定する登録証の交付を受けた日のいずれか遅い日の属する年度の末日までに申請書等を提出するものとする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、市川市福祉有償運送運転者講習受講料補助金交付可否決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により行うものとし、規則第15条の規定による額

の確定の通知を兼ねるものとする。

(交付の請求)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を可とする旨の決定の通知をしたときは、速やかに、当該補助金の交付を可とする旨の通知を受けた非営利法人等が指定した金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市福祉有償運送運転者講習受講料補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後の申請に係る市川市福祉有償運送運転者講習受講料補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。